

令和5年7月定例教育委員会 会議録

7月定例教育委員会を令和5年7月28日（金）午前10時 市役所201・202会議室に招集する。

◆出席者

教育長 滝 誠

教育委員 教育長職務代理者 奥村康祐 委員 田中秀佳 委員 小倉志保
委員 堀 美鈴 委員 木澤和子 委員 渡邊智治

事務局 長谷川教育部長 小幡子ども・子育て監

【学校教育課】 大黒課長 高木主幹 山田統括主査
野口指導主事 酒井指導主事

【文化スポーツ課】 坂野課長

【歴史まちづくり課】 加藤課長

【子ども未来課】 上原課長

記録者 学校教育課 山田

傍聴者 0名

◆次 第

- 1 開会
- 2 教育長報告
(前回会議録の承認)
- 3 付議事件の審議
 - 第27号議案 令和6年度使用小中学校用教科用図書の採択について
 - 第28号議案 犬山市史編さん委員会委員の退任及び委嘱について
 - 第29号議案 犬山市歴史まちづくり協議会委員の退任及び委嘱について
 - 第30号議案 犬山城管理委員会委員の委嘱について
- 4 通信及び請願
- 5 協議・連絡
 - (1) 後援名義使用承認に関する報告
 - (2) 令和5年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
 - (3) 犬山南小学校の学校改修について
 - (4) 8月・9月行事予定表について
 - (5) 令和5年度小中学校ラーケーションの日について
 - (6) いじめ防止に向けて
- 6 自由討議
- 7 その他
- 8 閉会

◆議事内容

	開 会
--	-----

教 育 長:	ただ今より7月定例教育委員会を開催します。
教 育 長:	<p style="text-align: center;">教育長報告</p> <p>皆さんおはようございます。本日も暑い中、定例教育委員会にご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>色々な制限がなくなった様子は1年前は思ってもみななかったわけで、段々コロナ前の状況に世の中は落ち着きつつあるなど感じております。コロナの扱いが2類から5類相当に変わったこともあると思いますが、コロナ前の日常が戻りつつあってほっとする反面、様々な行事や会議が復活して土曜・日曜日が大変な状況も戻ってきております。犬山は近隣の市町に比べ一足早く夏休みを迎えることになりましたが、このずれた数日間が実に暑く、犬山の判断は間違っていなかったということで、様々な方面からお褒めの言葉をいただいている状況です。</p> <p>中学校の部活動は先々週に管内大会が終わり、犬山中学校を始め、犬山の子どもたちは本当によく頑張りました。犬山中は管内大会で6本、西尾張でも2本優勝旗を持ってきました。明日からいよいよ県大会がスタートしますが、犬山中学校に限らず、城東中学校も南部中学校も東部中学校もそれなりに良い結果を出して、子どもたちはいい夏休みを迎えているなど感じています。子どもたちの頑張る姿を目にする度に、子どもたちのために自分も頑張らなければいけないという思いを強くします。この思いは私だけではなく、委員の皆さん方も同じではないかなと思います。</p> <p>それでは7月の定例会を始めさせていただきます。</p>
教 育 長:	<p style="text-align: center;">第27号議案</p> <p>第27号議案「令和6年度使用小中学校用教科用図書の採択について」、事務局お願いします。</p>
主 幹:	<p>今回小学校の全ての教科で教科用図書が選定されました。選定にあたっては、各教科学習指導要領との関係、「あいちの教育の教育理念」との関連、内容表記・表現及び使用上の便宜等、印刷・製本等、これら5つの観点で比較検討をしました。その中で特に決め手となった特徴的なものをピックアップし、簡単に説明させていただきます。</p> <p>国語は光村図書が選定されました。各単元の学習で子どもたちの「問い」を基に、4ステップで学習を進めることができる構成となっており、振り返りまで見通しを持って学習できるよう配慮されています。また、言語活動の例示や図書の紹介、巻末の『言葉の宝箱』などが確かな学びへと繋がるようになっており、より豊かな語彙力を獲得する際の助けとして活用しやすいものとなっています。</p> <p>書写は教育出版が選定されました。日常生活で整った文字を書くことにつながるための工夫が見られ、暑中見舞いや年賀状、案内状など、書写で学習したことが日常生活に活用できるよう工夫されています。また、じっくり文字と向き合い課題を見つけて考え、仲間と伝え合う活動</p>

を通して考える力、書いて伝え合う力を育成できるつくりとなっています。

社会科は東京書籍が選定されました。SDG s や主権者教育など、今日的課題に関する内容が充実しています。また、意欲的に社会に参画できるよう内容が工夫されており、主体的・対話的で深い学びが実現できるように配慮されています。

地図は帝国書院が選定されました。初めて地図帳を手にする子どもたちのために、大きな図と簡単な文で地図の決まりがわかりやすく説明されるなど、十分に工夫されています。また、学習内容に即した鳥瞰図、拡大図、資料図などが豊富かつ適切に選定されており、主体的に地図帳を開いてみたくなる工夫が凝らされています。

算数は啓林館が選定されました。発達段階に応じた図や表、系統的な学習過程を施し、内容がとても理解しやすくなっています。巻末問題では、習熟度に合わせて問題を選定し取り組めるよう工夫されています。また、子どもたちが数学的な見方・考え方を働かせ、系統的、発展的に考えていくことができる展開で、学びを深めるよう配慮されています。

理科は啓林館が選定されました。学年ごとに目指す問題解決の力を位置付け、観察・実験を通して育成できるような構成配列となるよう工夫されており、子どもたちの有効視野まで配慮した写真、図、説明が配置されています。また子どもたちに理科を学ぶ意義、有用性が伝わるよう日常生活や社会に関連した題材がたくさん取り上げられ、子どもたちの学ぶ意欲をさらに高めるよう編集されています。

生活は東京書籍が選定されました。子どもたちの学習意欲が高まるような視野的な仕掛けがあり、活動の見通しを持ちやすくなるような写真やイラストが多く取り入れられています。また、身近で取り組みやすい体験活動と表現活動を関連づけ、気づきの質を高める内容となっています。

音楽は教育出版が選定されました。イラストや折り込みページの迫力ある写真により、活動の仕方や曲のイメージがとらえやすく編集されています。またリコーダーの運指が楽譜と同時に見えるように配慮されており、指導者の側にとっても、子どもたちにとっても学びやすい、学ばせやすい教科書となっています。

図画工作は日本文教出版が選定されました。子どもたちの「やってみよう」を引き出す様々な発想のヒントが示されており、それぞれの学校の実態に応じて活動できるよう十分に配慮されています。また資質・能力を発揮しながら、対話的・協働的に学ぶ姿が多く掲載され、活動中のつぶやきや豊富な作品例によって、発想や構想工夫を読み取りやすくして、やってみようという意欲を引き出すよう工夫されています。

家庭科は東京書籍が選定されました。実寸大写真が多く使用されており、具体物をよりイメージしやすい構成となっています。また基礎・基

	<p>本が確実に習得でき、子どもたちが生活していく楽しさや嬉しさを実感し、自分の生活をより良くしようとする資質能力が育成されるように配慮されています。</p> <p>外国語は東京書籍が選定されました。コミュニケーション活動の手順を人物のイラストと吹き出しを使ってわかりやすく示し、リスニングを行う際のヒントとなるイラストが描かれています。また、デジタルコンテンツにもイラストや写真、コミュニケーションを行うための映像資料が大変豊富に配置してあり、子どもたちの興味関心を引くような工夫が見られ、英語でコミュニケーションを図る力が身につくよう配慮されています。</p> <p>保健は大日本図書が選定されました。子どもたちの興味関心を引き出して、より実践的に学習することを目指した編集となっています。単元の初めに学習ゲームを取り入れ、児童がゲームを行う中で、楽しみながら学習課題をつかみ、意欲を高めて主体的に学習が取り組めるよう工夫されており、自ら課題を見つけ、その解決に向けて生き生きと楽しく学習できるよう配慮されています。</p> <p>道徳は教育出版が選定されました。定番教材に加え、偉人や現在も活躍する人物を扱った教材、現代的な課題を扱った教材など、多種多様で魅力的な教材が十分に用意されています。また考え議論する時間が十分に確保できるよう配慮されており、子どもたちの多様な考えを引き出せるよう工夫されています。</p> <p>以上お話しさせていただきましたが、協議会委員により様々な観点から質疑され、その後協議されました。様々な面から評価し、その評価に基づいて総合的に判断されているという意見が多く出され、各教科、教科用図書が選定されたことを報告させていただきます。なお、令和6年度使用の中学校用教科書用図書については、今年度採択替えはありませんので、昨年度と同じものを使用させていただきます。</p>
<p>教育長：</p>	<p>理科がこれまで大日本図書だったものが啓林館、道徳が光村図書だったものが教育出版ということで、2つ変更がありました。これについても、いろんな教科書を比較して検討した結果、最終的にこれが適切であるという結論が出たわけです。現場の先生方にももっと関わってもらう必要があるのではないかとというご意見をいただいて、今年度については市内の小学校10校に教科書を回してご覧いただき、先生方にご意見をいただく場を作りました。</p> <p>ご意見ご質問ありますか。</p>
<p>田中委員：</p>	<p>理科と道徳で教科書会社が替わったわけですが、変更するにはそれなりの理由があったはず。どういう意見が出てそうなったのでしょうか。例えば理科の場合、若干指摘があるのが重量の問題ですが、重さの観点だけで最終的に選ばれなかったのか、道徳に関してはそれぞれ長所が挙げられていて、ウィークポイントというか、相対的に選んだ最終的判断</p>

	はどのようなところか、可能な限り聞きたいと思います。
主 幹:	理科については、従来の大日本図書と啓林館と、やはり検定を通った教科書なので差は少しなのですが、今俗に言う見方考え方の工夫という表記工夫が、啓林館の方がよかったという報告がありました。 道徳については、他の出版社は1年間のカリキュラムをマックスで提示してありますが、教育出版は精選されて学校で余剰を持たせて選択できたり、今現在も活躍している人の内容を織り込んであるなど題材の斬新さがよかったという報告がありました。
田中委員:	どういう意見が出たのか客観的に指摘すれば、教科書会社も民間の会社なので、競争原理でウィークポイントを改善してくるでしょう。もっと質の高い教科書をお互い作ってもらう上で、どんどんそういう意見は出していいと思います。大変貴重な意見で、よくわかりました。
教育長職務代理者:	近隣地区との採択の違いはありますか。
主 幹:	まだ現在はわかりません。
教 育 長:	丹葉地区と一宮市、稲沢市が尾張西部ですので、これだけの市町については、この教科書を使用することになります。例えば海部地区や知多地区は独自の採決の仕方なので、これとは直接繋がってきません。また分かったらお伝えしたいと思います。 それでは改めて、採択の決定を採りたいと思います。第27号議案「令和6年度使用小中学校用教科用図書の採択について」は、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第28号議案の審議に入ります。
教 育 長:	第28号議案 第28号議案「犬山市史編さん委員会委員の退任及び委嘱について」、事務局お願いします。
加藤課長:	この委員会は、教育委員会の諮問に応じ、犬山市史の編さんに関する事項について調査及び審議するために設置され、教育委員会が委員を委嘱します。犬山市観光協会の会長が退任されましたので、新たな会長を委嘱します。会議は年2回程度を予定しています。
教 育 長:	役職で入っていただいている関係で、観光協会の会長が交代されたことにより交代するということです。ご意見ご質問ありますか。 では、第28号議案「犬山市史編さん委員会委員の退任及び委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第29号議案の審議に入ります。
	第29号議案

教 育 長:	第 2 9 号議案「犬山市歴史まちづくり協議会委員の退任及び委嘱について」、事務局お願いします。
加藤課長:	この委員会は、歴史的風致維持向上計画の策定及び同計画の実施に関する事項について審議するために設置され、教育委員会が委員を委嘱します。先程と同じく犬山市観光協会会長が交代されましたので、新会長を委嘱するものです。会議は年 1 回程度を予定しています。
教 育 長:	ご意見ご質問ありますか。 では、第 2 9 号議案「犬山市歴史まちづくり協議会委員の退任及び委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第 3 0 号議案の審議に入ります。
	第 3 0 号議案
教 育 長:	第 3 0 号議案「犬山城管理委員会委員の委嘱について」、事務局お願いします。
加藤課長:	この委員会は、国宝犬山城天守及び史跡犬山城跡の管理及び運営について調査及び建議するために設置され、教育委員会が委嘱するものです。任期の満了に伴い現在の委員を継続して委嘱します。会議は年 2 回程度を予定しています。
教 育 長:	9 名全員が継続ということですか。ご意見ご質問ありますか。 では、第 3 0 号議案「犬山城管理委員会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。
	通信及び請願
教 育 長:	通信及び請願はありますか。
事 務 局:	ありません。
	協議・連絡
教 育 長:	協議・連絡に移ります。 「後援名義使用承認に関する報告」について、事務局お願いします。
坂野課長:	令和 5 年 6 月 1 3 日から 7 月 1 3 日の期間に後援名義使用を承認した事業は 1 5 件ありました。新規事業が 6 件、継続事業が 9 件です。 新規事業について説明させていただきます。 事業No. 3 「西尾張 6 JC 合同例会 おしごと探検隊」です。一般社団法人犬山青年会議所が主催で、小学生以下の子どもを対象に、犬山市民交流センターフロイデと石作公園を会場として、消防車やパトカー、ショベルカーといった働く車の展示や体験ブースを設けて子どもたちの将来の夢につながるきっかけになることを目的としたイベントです。 事業No. 5 「保護者のための特別支援教育講演会」です。一般社団法人障がい児成長支援協会主催で、学校心理士で中部学院大学非常勤講師で

	<p>ある山内康彦氏による、特別支援が必要な子どもの進路と就労をテーマとした講演会です。参加費は無料です。</p> <p>事業No.8「第66回中部日本吹奏楽コンクール愛知県大会中学校の部」です。愛知県内の各地区5ブロックで選抜された中学校が参加して毎年1回開催されているコンクールです。主催は愛知県小中学校吹奏楽連盟です。</p> <p>資料No.11「キッズプログラミング体験&マネー講座」です。4歳から10歳のお子さんを対象とした親子向けの講座です。子どもたちにはタブレットを使用してプログラミングによりロボットを動かす体験講座、また保護者の方には子育て世代に役立つ教育費や住宅ローン、年金等に関するマネー講座を行います。主催者のパパママキャンパスは、同様のイベントを年数回開催しており、今年度も5月に名古屋市で名古屋市教育委員会の後援を受けて開催したという実績があります。</p> <p>資料No.12「保護者のための子育て支援講演会」です。犬山市で農福連携事業やバウムクーヘンの製造等を展開している株式会社ココトモファームが主催する講演会です。子育てアドバイザーの羽田野富貴子氏を講師として、特別支援が必要な子どもの保護者を対象に「心配な子育てから楽しむ子育てへ」というテーマで講演会を行います。参加費は無料です。</p> <p>資料No.15「第1回国宝犬山城杯・中日本選抜学童軟式野球交流大会2023」です。全国軟式野球PRIDE JAPANと犬山市が共催で開催する小学生を対象とした軟式野球大会です。中日本地域から選抜された8チームと犬山市、江南市、小牧市、春日井市のそれぞれの代表の8チームによるトーナメント方式の交流大会です。PRIDE JAPANは、犬山市の地域資源を活かしてスポーツを通じたまちづくりを進めるため、犬山市と各種団体が連携してスポーツ事業を推進している犬山スポーツコミッションの会員で、この大会も、いぬやまスポーツコミッションの大会誘致事業として進めているものです。なお、主催のPRIDE JAPANについては、同様の大会の運営を昨年度は三重県伊勢市と富山県富山市で開催した実績があります。</p>
<p>教育長:</p>	<p>これについてご意見ご質問おありでしょうか。特によろしいですか。では特にご意見がないと判断をさせていただきます。</p> <p>次に「令和5年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について」、事務局お願いします。</p>
<p>大黒課長:</p>	<p>申請者274世帯398名について所得等書類審査をし、238世帯345名を認定しました。所得超過等による不認定者は16世帯22名、書類がまだ整わない等により審査保留しているものは20世帯31名です。</p> <p>当初の認定としては345名ですが、昨年同時期368名なので若干人数は減少しています。ただし、外国人は昨年同時期61名のところ7</p>

	<p>1名でしたので、全体としては減少傾向にありますが、内訳としては外国人が若干増えている傾向があります。</p>
教 育 長:	<p>何かご意見はありますか。</p> <p>特にないようですから、次に「犬山南小学校の学校改修について」、事務局お願いします。</p>
大黒課長:	<p>7月23日に地元住民の方に向けた説明会を開催しました。南小学校区の皆様にご案内しましたが、当日の出席者は8名でした。</p> <p>全体像の変更はありませんが、来年予定している南舎の改修工事について、アスベストと経済状況の影響により資機材の納期が遅れる見込みがあるということで、令和6年中の終了を見込みましたが、終期を令和7年12月とさせていただきたいと思えます。</p> <p>アスベストの対策ですが、児童の教室は移動して、飛散したものを浴びないように工事エリアと完全に区分けし、撤去する建設資材は、定められた方法で適切に処理を行います。こういった手処理を含むことが、工期延長の主な理由となります。それから、撤去しない建築資材は、さらに木材の貼り付けや塗装などを行って表面を覆い、飛散しないように安全性を確保します。</p>
教 育 長:	<p>南小学校の改修関係について何かありますか。よろしいですか。</p> <p>次に「8月・9月行事予定表について」、事務局お願いします。</p>
野口 指導主事:	<p>すでに夏休みが始まっています。市としてもいろいろな行事が8月中は計画されていますので、参加して学びを深めていただけたらと思えます。お盆が明けると各校で出校日が予定されています。9月1日からまた授業が始まりますが、中学校においては定期考査が予定されています。それから授業参観、9月下旬には体育大会や運動会、秋の遠足等行事が盛りだくさん始まります。いい機会になればと思えます。</p> <p>なお8月22日、9月29日には定例教育委員会を予定していますので、どうぞよろしく願いいたします。</p>
教 育 長:	<p>8月17日に市の教育講演会があります。どうしてもということではありませんが、ご都合がつく方はご参加願えたらと思えます。</p> <p>ご意見ご質問ありますか。よろしいですか。</p> <p>では「令和5年度小中学校ラーケーションの日について」について、事務局お願いします。</p>
野口 指導主事:	<p>報道でもすでに先行して皆さんもご承知だと思いますが、愛知県は今年度から県全体のワークライフバランスの充実を目指すということで、休み方改革プロジェクトの一環としてラーケーションの日を設けることになりました。これは愛知県独自の取り組みで、子どもが保護者と共に校外で体験や探求の学び、活動を自ら考え、企画し実行することができる日のことをいいます。県から各市町に降りてきたのが随分遅かったこともあり、今年度については、9月以降のところでは実施できる自治体から順次実施をしていただきたいと思いますということでしたので、犬山市はその</p>

	<p>中でも一番早い9月1日から実施させていただきたいと思っています。対象は犬山市内の全小中学校です。</p> <p>本来ラーケーションは年に3日まで取ることができますが、令和5年度は年度途中からの実施となりますので、2日まで取得することができます。またラーケーションの日として学校に登校しない場合、保護者には事前に通常の欠席連絡と同様に学校に連絡をしていただきます。この場合欠席とはならず、出席停止、忌引き等と同様の扱いになります。犬山市では給食費を徴収しないのは事前に連続した4日以上欠席が見込まれる時となりますので、ラーケーションの日として登校しない場合には欠食扱いとせず、給食費の返金はありません。ラーケーションの日を取ることで受けられない授業の内容は、基本的には家庭で自習、家庭学習で補完することになります。ただし、子どもや保護者の状況等もありますので、補充できないということではなく、でき得る範囲内で柔軟に対応していきたいと思っています。県からは、もし学校行事や定期テスト等でラーケーションの日を取るができない日があれば、市町教委または学校ごとで定めることとしていますが、犬山市では特にそのような日は設けません。</p> <p>今日教育委員会で周知をさせていただき、来週月曜日に各学校を通じてメール配信、ホームページで保護者に周知を図っていきたいと考えています。</p>
教 育 長：	<p>学校のあり方というか、教員の働き方改革がずっと話題になっているわけですが、休み方改革というこれまでと違った視点からの切込みですね。それから、今までは子どもの休みに合わせて親が休んで体験学習等に参加するケースが多かったわけですが、これからは親の休みに合わせて子どもを休ませるのも一つの方法ではないかということです。これについては名古屋市以外の全ての県内の市町村がやり、やる時期については様々ですが、県は9月からやれるようにということなので、犬山は9月からできるような状況にしていきたいということです。</p> <p>これについてはいろいろ賛否あると思います。おそらく9月にやる自治体はそれほど多くはありませんが、時期がずれるとなぜ9月からやらないんだというご批判もあるでしょう。いろいろ準備も大変だと思いますが、なんとか9月から取れるようにしたいと思っています。これについていかがでしょうか。</p>
教育長職務代理者：	<p>取得方法は前日までに届け出をしなければならないのか、例えば、当日の朝ラーケーションにしてくださいというのもいいのでしょうか。また、3日まで取ることができると書いてあっても本年度は2日までなので、勘違いされる方が非常に多いと思うので、間違いがないようお願いしたいと思います。</p>
野口 指導主事：	<p>急遽休みが取れることになった場合、前日にラーケーションの日を届け出することは基本的にはできます。当日に関しても、保護者がそう申し</p>

	<p>出た場合できませんとは言えないので、基本的には認めることとなります。ただ、ラーケーションの日というのは、子どもと保護者とが事前に相談をして、どんな1日にするか計画を立てて取るものです。皆さん忙しいと思いますが、今日休みが取れたからラーケーションにしようということではなく、お子さんと一緒に博物館行こうとか、公園でちょっと虫を探そうとか、それぞれの状況に応じて計画を立てて取っていただく休みになりますので、趣旨をしっかりと学校で伝えて、そのような休暇としていただきたいと思います。</p>
教育長:	<p>なるべく計画的に取るように働きかけはしますが、仕事の都合でその日の朝にならなければ休みが取れるかどうかわからない場合は、申請があればそれを認めていきたいということです。</p> <p>2日と3日については、間違えないように太線にしておくといいかもしれないですね。</p>
堀委員:	<p>「学び」とか「計画をしっかりと立てて」とか、あまりそこを強調すると使いづらいものになるんじゃないかと思います。今日は公園へ行ってちょっと虫探しをしようかでもいいし、あまり難しく考えなくてもいいのではないかと思います。</p> <p>また、余裕のある家もありますが、余裕のないところはいろんなものができるたびにかけ離れていくのかと思ってしまいます。</p>
小倉委員:	<p>親子という限定ではなく、親が難しいところはおじいさん、おばあさんと孫と一緒に出かけるのもラーケーションになったらいいと思います。</p>
教育長:	<p>おじいさんおばあさんでもいいし、近所のおじいさんおばあさんでも、友達のお父さんお母さんでもいいと聞いています。</p>
教育長職務代理者:	<p>使わなくてもいいのでしょうか。</p>
教育長:	<p>やらなければいけないというものではない。使うことができるということですよ。</p>
野口指導主事:	<p>お父さんお母さんは忙しくて取れないという子どもがいるかもしれませんが、みんな取ってるのに僕だけ取れないからラーケーションで休むことにしておいてということも、ひよっとしたらあるかもしれません。とりあえずやってみて、課題をあぶり出せたらと思います。</p>
教育長:	<p>やりだすと色々な問題が出てくると思います。そういうことがあればまたそれをクリアする方法を皆で考えていけたらと思います。他どうですか、よろしいですか。</p> <p>続いて、非公開の「いじめ防止に向けて」を行います。</p>
	<p>「いじめ防止に向けて」</p> <p>報告事案及びこれまでの継続事案のその後について説明後、以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが保護者に伝えてほしくないと言った時、児童がそんな気持

ちであることを含めて保護者に伝えるべきか、あるいは子どもが言うとおりに伝えない方がいいだろうか。

- ・自分の子どもを見守ることができる親なら伝えるが、すぐどなったりするような親であれば、生徒の意思を大事にしておきたい。怖いから言ってほしくないのか、心配させたくないから言いたくないのかよく聞かなければならない。年齢にもよると思うが、例えば中学生にそう言われたのに親に伝えたら、今度学校との信頼関係が薄れていく気がする。
- ・昔はいじめっ子が1人でいじめられっ子はたくさんいたので、お互いに慰めあう場があった。今は逆構造で、いじめっ子がたくさんいていじめられる子が少数なので、逃げ場がない。いじめられる子が1人でいじめた方がたくさんいると、この子たちが何もしゃべらなければなかなか見えづらいので、問題がわかる時には随分深刻化しているケースが多い。
- ・二次被害みたいになって思い出すこともあるだろうし、聞き取りは、よほど気を付けて行わないと難しいのではないか。また、被害者がやられていると思っていても、加害者はそうは思っていない。いじめはやられた方がやられたと思ったらいじめだというものの、その辺が難しい。
- ・いじている方はいじめた意識はないけれど、いじめられている方は非常に不愉快ということはある。された身になって考え、聞き手の立場になって物を言えということ。これは普通の指導の中で、子どもたちには伝えていかなければいけないことだと思う。
- ・お金をかけてゲームをしたということ自体が社会上賭博になる。また、写メで取ったり LINE の画像を SNS に上げることは、その時点で犯罪になる。こういうことは犯罪だということを今一度しっかりと子どもたちだけではなく、保護者にも指導した方がいい。被害者の親がそのまま警察に飛び込んだら全部警察沙汰になる。そのあたりをしっかりと認知していただくようにしないといけない。
- ・世の中には子どもだから許されることと、子どもでも許されないことがある。人としてやっちゃいけないこと、許されないことはきちんと指導しなければならない。

自由討議

教育長： 自由討議に移ります。発言ありませんか。

事務局： ありません。

教育長:	では、ここで一旦休憩とします。
	午前11時30分 休憩
	再開 午前11時43分 開議
	その他
教育長:	何かありますか。事務局お願いします。
主 幹:	<p>教職員による生徒へのわいせつの事案が発生したということで、全家庭対象に教職員のわいせつ行為撲滅のためのアンケート調査を実施しましたので、結果を報告します。</p> <p>まず、「先生に体の一部をさわられて嫌な思いをした」あるいは「先生から顔や体のことで声をかけられていやな思いをした」という設問で、あるという答えが38件ありました。その内容については、「不必要な身体接触」「不必要な接近や声かけ」で、腕をつかまれるとか、頭をぼんぼんされる、あるいはウイックされるとか、あだ名をつけて呼ばれるといった訴えがありました。その他の意見としては、今回のわいせつ行為に関する意見や、学校への感謝・ねぎらいの言葉も6件ほどありました。</p> <p>このアンケートの結果を受け、7月5日の校長会で教育長から再度子どもへの不要な身体接触はしないように確認させていただくとともに、各校においては不必要な身体接触、声かけ等、指摘のあった教員については直接事実確認をして指導するとともに、全職員にこういったことがないように確認させていただきました。</p> <p>今後の対応としては、引き続き非違行為防止のためのチェックシートを各校で定期的の実施するとともに、校長室前にいつでも誰でも相談ができるように相談ポストを設置し、子どもたちに呼びかけをして、悩みがあればここに入れなさいというような取り組みをさせていただきたいと思っています。</p>
教育長:	アンケートを実施するのは非常に迷いました。おそらく批判的な声が聞かれるだろう、教育委員会は自分たちのことを信用していないのかと。これも覚悟の上です。アンケートをした結果、それ以外の先生は、こういうことはなかったということが立証できたと私は思っています。保護者、子どもたちに、もう今の犬山の先生達は大丈夫だと自信をもって言える状況だと思いますので、改めて委員の皆様方にもそのことはお伝えしておきたいと思っています。
	閉 会
教育長:	これもちまして、7月定例教育委員会を終了(11:48)させていただきます。

【次回開催】 定例教育委員会 8月22日(火) 10時 201・202会議室